

ポイントカード取扱規程

第1条（会員の資格）

会員とは金沢競馬場においてキャッシュレス会員カード（以下、「本カード」とします）の入会を申込み、所定の手続きを完了したお客様を会員といいます。なお、20歳未満の者は会員になれません。

第2条（カードの発行及び貸与）

1. 入会を希望されるお客様はF入会申込書Fに必要事項をご記入のうえ、ご入会いただいたお客様に会員証として会員1人につき1枚限り本カードを発行します。お申込の際は、氏名・住所・年齢等の身分が証明できるものをご提示していただきます。

なお、本カードはキャッシュレス投票機能とポイント機能一体型となります。

2. 本カードは会員本人のみが利用できるものとし、会員以外に貸与及び譲渡することはできません。

第3条（カードの入会金及び年会費）

入会金及び年会費は無料とします。

第4条（カードの利用）

金沢競馬場に設置されているポイント端末機に本カードをタッチすることにより、所定のポイントが加算されます。

1日1回の加算であり、2度タッチしてもポイントは加算されません。また、複数枚のポイントは加算できません。

第5条（ポイントの付与）

金沢競馬の入場有料日は、ご来場1回につき3ポイント加算します。金沢競馬の入場無料日は1ポイント加算します。

特別観覧席のご利用で10ポイント加算しますが、席料の割引を受ける際は、ポイント付与の対象外となります。

第6条（ポイント有効期限）

ポイントの有効期間は1年間とし、最終ポイント付与日より1年経過後、累積されたポイントは失効いたします。

第7条（景品の引換）

本カードに累積されたポイントは、金沢競馬場総合案内所で景品と交換ができます。交換の際は、本カードをご持参ください。なお、氏名・住所・年齢等の身分が証明できるものをご提示していただく場合がございます。景品と交換したポイントは本カードの累積ポイントより減算されます。

第8条（カードの紛失・盗難・破損）

本カードを紛失・盗難・破損などされた場合は、速やかに金沢競馬場総合案内所までご連絡ください。新しいカードを発行、またはお取替えます。なお、それまでに累積されたポイントは失効となりますのでご注意ください。

また、紛失などにより本カードの再発行を行う場合は、手数料1,000円を申し受けます。

第9条（届出事項の変更）

氏名・住所など入会時の申込記載事項変更があった場合は、速やかに金沢競馬場総合案内所にお届けください。

第10条（会員情報の利用）

入会申込書に記入された会員の情報は開催告知等の案内に利用することがありますので予めご了承ください。

第 11 条（会員規約の変更）

本規約に定められた内容や運用方法等は、予告なく変更あるいは廃止することがありますので予めご了承ください。

第 12 条（会員規約違反）

正当な理由なく、本カードを複数枚所持したり、その他規約違反と主催者が判断した場合は、カードの回収や入場を制限させていただく場合があります。